

令和6年4月15日

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、陽光アダチボクシングジム（以下「陽光アダチジム」という）所属ボクサーである山口楽人（ライセンスNo.49587）選手を令和6年4月13日より6ヶ月のライセンス停止処分とする。

理由： 陽光アダチジム山口楽人選手は、令和6年4月14日試合の前日計量において1.7kg 体重超過となり計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は山口楽人選手を令和6年4月13日より6ヶ月のライセンス停止処分とする。

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、陽光アダチジムのマネージャーである安達貞子（ライセンスNo.28734）氏を厳重注意処分とする。

理由： 当財団は、安達貞子氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション